



福岡医発第 3333 号(総
平成 27 年 3 月 13 日

小郡三井医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

平成 27 年 特定計量器の定期検査の実施について

標記について、別紙のとおり通知がありました。

医療機関で健康診断に使用する体重計及び調剤用のはかりは、計量法第 19 条により、福岡県計量検定所で実施されている定期検査（2 年に 1 回）を受検しなければなりません。

つきましては、貴会会員が受検されますよう貴職の特段のご高配方よろしく
お願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 吉武靖博
会長 廣瀬真恵

「公印省略」

26 福計協第85号

平成27年3月4日

公益社団法人 福岡県医師会

福岡県医師会会長 殿

福岡県指定定期検査機関

一般社団法人 福岡県計量協会

会長 押本 恵一

平成27年 特定計量器定期検査の実施について（通知）

計量法第19条第1項の規定に基づき特定計量器定期検査の実施について同法第21条第2項の規定により公示されました。

このことについて福岡県計量検定所長より、通知依頼（対平成27年2月27日26計第3492号）がありましたので、別添の告示を送付します。

つきましては、健康診断に使用される体重計及び調剤用のはかりが本検査の対象となりますので必ず受検されますよう貴会会員の方々へのご指導方よろしくお願いいたします。

連絡先

〒811-2302

糟屋郡粕屋町大字大隈188-2

福岡県指定定期検査機関

一般社団法人 福岡県計量協会

事務局 大和

TEL/FAX 092-939-2945

E-mail fukukeikyo@ceres.ocn.ne.jp

福岡県公報

平成27年2月27日
第3672号

目次

告示(第135号-第171号)

○自動車専用道路の指定	(道路維持課)	2
○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条 第1項に定める通行方法	(道路維持課)	2
○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条 第1項に定める通行方法	(道路維持課)	3
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	3
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	4
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	5
○特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	6
○県営住宅の名称及び位置	(県営住宅課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	11
○道路の供用の開始	(道路維持課)	11
○道路の区域の変更	(道路維持課)	12
○道路の区域の変更	(道路維持課)	12
○道路の供用の開始	(道路維持課)	12
○道路の供用の開始	(道路維持課)	13
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	13
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	13
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	14
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	15

○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	15
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(保護・援護課)	15
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	16
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	16
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	17
○道路の区域の変更	(道路維持課)	17
○道路の供用の開始	(道路維持課)	17
○道路の区域の変更	(道路維持課)	18
○道路の区域の変更	(道路維持課)	18
○廃棄物が地下にある指定区域の全部解除	(廃棄物対策課)	18
○道路の区域の変更	(道路維持課)	18
○道路の供用の開始	(道路維持課)	19
○道路の区域の変更	(道路維持課)	19
○道路の供用の開始	(道路維持課)	19
○道路の区域の変更	(道路維持課)	19
○道路の供用の開始	(道路維持課)	20
○道路の区域の変更	(道路維持課)	20
○道路の供用の開始	(道路維持課)	20
○道路の区域の変更	(道路維持課)	20
公 告		
○落札者等の公示	(企画課)	21
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	21
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	22
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	23
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	26
○平成27年二級建築士及び木造建築士試験の実施	(建築指導課)	28
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(薬務課)	30

発刊発行日 毎週火金曜日
[発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
[作成] 〒812-0041 福岡市博多区吉塚八丁目2番15号
福岡県 総務部行政経営企画課 印刷
株式会社西日本新聞印刷
電話 092-643-3028
(電話 092-611-4431)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	30
○落札者等の公示	(総務事務センター)	30
○落札者等の公示	(教育庁企画調整課)	31
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(砂 防 課)	32
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	32
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	32
○管理理容師資格認定講習会の指定	(保健衛生課)	33
○管理美容師資格認定講習会の指定	(保健衛生課)	33
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	34

公安委員会

○福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警察本部交通規制課)	34
○猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会に関する規程の一部を改正する告示	(警察本部生活安全総務課)	35

海区漁業調整委員会

○筑前海区における一本釣に使用する集魚灯に係る委員会指示	(漁業管理課)	35
------------------------------	---------	----

内水面漁場管理委員会

○コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示	(漁業管理課)	35
○ブルーギルの駆除推進水域の指定	(漁業管理課)	36

告 示

福岡県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき、自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分の次のとおり指定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	指定する道路の部分	指定する期日
京 築	犀 川 豊 前 線	豊前市大字塔田4番1先から 豊前市大字久路土91番4先まで	平成27年3月1日

福岡県告示第136号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、あわせて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成27年2月27日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定する道路の路線名、区間等

県土整備 事務所名	路 線 名	区 間
京 築	県 道 犀 川 豊 前 線	豊前市大字久路土91番4先から 豊前市大字塔田618番6先まで

2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためにやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上、縦寸法0.13メートル以上（又は横寸法0.13メートル以上、縦寸法0.25メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材

料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

3 道路を指定し、及び通行方法を定める期日

平成27年3月1日

福岡県告示第137号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、あわせて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成27年2月27日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定する道路の路線名、区間等

県土整備 事務所名	路線名	区 間
直 方	室 木 県 道 下有木 線 若 宮	宮若市芹田344番20先から 宮若市芹田398番1先まで

2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためにやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法

0.25メートル以上、縦寸法0.13メートル以上（又は横寸法0.13メートル以上、縦寸法0.25メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

3 道路を指定し、及び通行方法を定める期日

平成27年4月1日

福岡県告示第138号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小 川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が 300kg以下の 非自動はかり (ウに掲げる ものを除く。)、分銅及び おもりの検査	27年4月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	新宮町役場	新宮町
	27年4月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	新宮町役場	
	27年4月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	新宮相島漁業協同組合 本所	
	27年4月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	古賀東区公民館	古賀市
	27年4月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	古賀東区公民館	
	27年4月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	古賀東区公民館	

	27年4月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	須恵町カルチャーセンター	須恵町
	27年4月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	宇美町消防会館	宇美町
	27年4月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	久山町役場 旧森林組合横	久山町
	27年4月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	オアシス篠栗	篠栗町
	27年4月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	志免町生涯学習1号館	志免町
	27年4月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	志免町生涯学習1号館	
	27年4月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	粕屋町役場 北側車庫	粕屋町
	27年4月23日から 27年6月22日まで		左欄の間に行う検査については、新宮町、古賀市、須恵町、宇美町、久山町、篠栗町、志免町及び粕屋町と協議の上、指示する。	新宮町 古賀市 須恵町 宇美町 久山町 篠栗町 志免町 粕屋町
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	27年4月23日から 27年6月22日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	新宮町 古賀市 須恵町 宇美町 久山町 篠栗町 志免町 粕屋町
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超える	27年4月23日から 27年6月22日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	新宮町 古賀市 須恵町 宇美町 久山町 篠栗町 志免町 粕屋町

ものの検査				
-------	--	--	--	--

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	27年4月23日から 27年7月22日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		新宮町 古賀市 須恵町 宇美町 久山町 篠栗町 志免町 粕屋町

福岡県告示第139号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小 川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	27年5月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	J A 筑前あさくら宝珠山営農センター	東峰村
	27年5月12日	10:30~12:00 13:00~15:00	小石原公民館	
	27年5月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	めくばー	筑前町
	27年5月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑前町役場	
	27年5月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑前町役場	

イ ひょう量が 300kgを超え る非自動はかり (ウに掲げ るものを除く 。)、分銅及	27年5月18日	10:00~12:00 13:00~15:00	ファームステーション バサロ	朝倉市
	27年5月19日	10:00~12:00	久喜宮コミュニティ	
		13:00~15:00	J A 筑前あさくら志波 支店	
	27年5月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	J A 筑前あさくら杷木 支店	
	27年5月21日	10:30~12:00 13:00~15:00	J A 筑前あさくら高木 支店	
	27年5月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉体育センター	
	27年5月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	秋月BATABATA 市場	
	27年5月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所	
	27年5月27日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所	
	27年5月28日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所	
	27年5月29日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所	
	27年6月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	小郡市体育館柔剣道場	小郡市
	27年6月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	小郡市体育館柔剣道場	
	27年6月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	大刀洗町役場	大刀洗町
	27年6月11日から 27年8月10日まで	左欄の間に行う検査については、東峰村、 筑前町、朝倉市、小郡市及び大刀洗町 と協議の上、指示する。		東峰村 筑前町 朝倉市 小郡市 大刀洗町
	27年6月11日から 27年8月10日まで	左欄の間に行う検査については、検査を 受けようとする者と協議の上、指示する 。		東峰村 筑前町 朝倉市 小郡市 大刀洗町

びおもりの検査			
ウ ばね式指 示はかり又は 電気式はかり で目量の数 が6,000を超え るもの、1級 のはかり及び 2級のはかり で目量の数 が2,000を超え るものの検査	27年6月11日から 27年8月10日まで	左欄の間に行う検査については、検査を 受けようとする者と協議の上、指示する 。	東峰村 筑前町 朝倉市 小郡市 大刀洗町

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由によ り(1)の検査を受 検できない非自 動はかり、分銅 及びおもりの検 査	27年6月11日から 27年9月10日まで		左欄の間に行う検査については、検査を 受けようとする者と協議の上、指示する 。	東峰村 筑前町 朝倉市 小郡市 大刀洗町

福岡県告示第140号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小 川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が		10:00~12:00	小波瀬コミュニティセ	

300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	27年6月15日	13:00～15:00	センター 三原文化会館	荏田町
	27年6月16日	10:00～12:00 13:00～15:00	三原文化会館	
	27年6月17日	10:00～12:00 13:00～15:00	みやこ町中央公民館	みやこ町
	27年6月18日	10:00～12:00 13:00～15:00	みやこ町役場 豊津支所別館	
	27年6月19日	10:00～12:00 13:00～15:00	みやこ町勝山体育館	
	27年6月22日	10:00～12:00	行橋市仲津公民館	行橋市
		13:00～15:00	行橋市今川公民館	
	27年6月24日	10:00～12:00	行橋市延永公民館	
		13:00～15:00	行橋市民会館	
	27年6月25日	10:00～12:00 13:00～15:00	行橋市民会館	
	27年6月26日	10:00～12:00 13:00～15:00	行橋市民会館	
	27年6月27日から 27年8月26日まで	左欄の間に行う検査については、荏田町、みやこ町及び行橋市と協議の上、指示する。		荏田町 みやこ町 行橋市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	27年6月27日から 27年8月26日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		荏田町 みやこ町 行橋市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び	27年6月27日から 27年8月26日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		荏田町 みやこ町 行橋市

2級のはかり
で目量の数が
2,000を超え
るものの検査

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	27年6月27日から 27年9月26日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		荏田町 みやこ町 行橋市

福岡県告示第141号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小 川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	27年7月1日	10:00～12:00 13:00～15:00	赤村住民センター	赤村
	27年7月2日	10:00～12:00 13:00～15:00	道の駅 欲遊舎ひこさん	添田町
	27年7月3日	10:00～12:00 13:00～15:00	道の駅 欲遊舎ひこさん	
	27年7月6日	10:00～12:00 13:00～15:00	添田町役場	

27年7月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	大任町役場	大任町
27年7月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	川崎町下真崎公民館	川崎町
27年7月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	川崎町民会館	
27年7月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	福智町中央公民館	福智町
27年7月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	福智町公民館方城分館	
27年7月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	福智町公民館金田分館	
27年7月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸田町役場 敷地内駐車場	糸田町
27年7月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	香春町勤労者研修センター（なごみの杜 か わら）	香春町
27年7月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	香春町勤労者研修センター（なごみの杜 か わら）	
27年7月23日	10:00~12:00 13:00~15:00	田川青少年文化ホール	田川市
27年7月24日	10:00~12:00 13:00~15:00	田川青少年文化ホール	
27年7月27日	10:00~12:00 13:00~15:00	田川青少年文化ホール	
27年7月28日	10:00~12:00 13:00~15:00	田川青少年文化ホール	
27年7月29日から 27年9月28日まで	左欄の間に行う検査については、赤村、添田町、大任町、川崎町、福智町、糸田町、香春町及び田川市と協議の上、指示する。		赤村 添田町 大任町 川崎町 福智町 糸田町 香春町 田川市
イ ひょう量が 300kgを超え る非自動はか			赤村 添田町 大任町

り（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	27年7月29日から 27年9月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	川崎町 福智町 糸田町 香春町 田川市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数値が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数値が2,000を超えるものの検査	27年7月29日から 27年9月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	赤村 添田町 大任町 川崎町 福智町 糸田町 香春町 田川市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	27年7月29日から 27年10月28日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	赤村 添田町 大任町 川崎町 福智町 糸田町 香春町 田川市

福岡県告示第142号

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第3条第2項の規定により次のように県営住宅の名称及び位置を定めたので、公示する。

県営住宅の名称及び位置（平成19年3月福岡県告示第680号）は、平成27年2月26日限り廃止する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小 川 洋

平成27年度 特定計画 定期検査 実施計画(1) 前期				
市町村名	月/日	時 間	検査場所	住所・TEL
新宮町	4/ 6(月)	10:00～12:00 13:00～15:00	新宮町役場車庫前	緑ヶ浜1-1-1 092-962-0231(代表) 産業振興課 092-962-0238(直通)
	4/ 7(火)	10:00～12:00 13:00～15:00		
新宮町 (相島)	4/ 8(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	新宮相島漁業協同組合 本所	相島1559 092-962-2901
古賀市	4/ 9(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	古賀東区公民館	駅東1-2-8 (電話無し)
	4/ 10(金)	10:00～12:00 13:00～15:00		
	4/ 13(月)	10:00～12:00 13:00～15:00		
須恵町	4/ 14(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	須恵町カルチャーセン 大会議室	大字上須恵1167 (電話無し)
宇美町	4/ 15(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	宇美町消防会館	宇美5-12-13 (電話無し)
久山町	4/ 16(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	久山町役場 旧森林組合棟	久原3632 092-976-1111
篠栗町	4/ 17(金)	10:00～12:00 13:00～15:00	篠栗町総合保健福祉セ ンター オアシス篠栗	大字田中1-1 092-947-8888
志免町	4/ 20(月)	10:00～12:00 13:00～15:00	志免町生涯学習1号館 裏駐車場	志免中央1-3-2 092-935-1001
	4/ 21(火)	10:00～12:00 13:00～15:00		
粕屋町	4/ 22(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	粕屋町役場北側車庫	鷺与丁1-1-1 092-938-0194
東峰村	5/ 11(月)	10:00～12:00 13:00～15:00	JA筑前あさくら宝珠山 営農センター	大字福井2226 0946-72-2223
	5/ 12(火)	10:30～12:00 13:00～15:00	小石原公民館	大字小石原941-9 0946-74-2235
筑前町	5/ 13(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	めくばー 筑前町役場	久光950 0946-22-2770 篠隈373 0946-42-3111
	5/ 14(木)	10:00～12:00 13:00～15:00		
	5/ 15(金)	10:00～12:00 13:00～15:00		
	5/ 15(金)	10:00～12:00 13:00～15:00		
朝倉市	5/ 18(月)	10:00～12:00 13:00～15:00	ファームステーションパ サロ	杷木久喜宮1663-1 0946-63-3888
	5/ 19(火)	10:00～12:00	久喜宮コミュニティ	杷木久喜宮917-1 0946-62-0018
		13:00～15:00	JA筑前あさくら志波支 店	杷木志波1396-1 0946-62-0504
	5/ 20(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	JA筑前あさくら杷木支 店	杷木池田790 0946-62-1023
	5/ 21(木)	10:30～12:00 13:00～15:00	JA筑前あさくら高木支 店	黒川1537-1 0946-29-0211
	5/ 22(金)	10:00～12:00 13:00～15:00	朝倉体育センター	宮野2000-1 0946-52-3160
	5/ 25(月)	10:00～12:00 13:00～15:00	秋月BATABATA市場	長谷山327-1 0946-25-0757
	5/ 26(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	朝倉市役所	菩提寺412-2 0946-22-1111
	5/ 27(水)	10:00～12:00 13:00～15:00		
	5/ 28(木)	10:00～12:00 13:00～15:00		
	5/ 28(木)	10:00～12:00 13:00～15:00		
	5/ 29(金)	10:00～12:00 13:00～15:00		
小郡市	6/ 8(月)	10:00～12:00 13:00～15:00	小郡市体育館柔剣道場	小郡市大坂井279-1 0942-72-2111(555)
	6/ 9(火)	10:00～12:00 13:00～15:00		
大刀洗町	6/ 10(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	大刀洗町役場	三井郡大刀洗町大字富 多819 0942-77-6201
菊田町	6/ 15(月)	10:00～12:00 13:00～15:00	小波瀬コミュニティセン ター	新津1-10-1 0930-23-1000 富久町1-19-1 093-434-1982
	6/ 16(火)	10:00～12:00 13:00～15:00		
みやこ町	6/ 17(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	みやこ町中央公民館	厚川本庄641-1 0930-42-1365
	6/ 18(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	みやこ町豊津支所(別 館)	豊津1118 0930-33-3111
	6/ 19(金)	10:00～12:00 13:00～15:00	みやこ町藤山体育館	藤山上田976 0930-32-4936
行橋市	6/ 22(月)	10:00～12:00	行橋市仲津公民館	道場寺1517-1 0930-22-1001
		13:00～15:00	行橋市今川公民館	寺畔41-2 0930-25-1070
	6/ 24(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	行橋市延永公民館	上津熊76-1 0930-24-7401
	6/ 25(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	行橋市民会館	中央1-1-2 0930-25-1125
	6/ 26(金)	10:00～12:00 13:00～15:00		
赤村	7/ 1(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	赤村住民センター 大ホール前ロビー	大字内田1188 0947-62-3000
添田町	7/ 2(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	歓遊舎ひこさん	大字野田1131-1 0947-47-7039
	7/ 3(金)	10:00～12:00 13:00～15:00		
	7/ 6(月)	10:00～12:00 13:00～15:00		
大任町	7/ 7(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	大任町役場	大字大任町3067 0947-63-3001
川崎町	7/ 8(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	川崎町下真崎公民館	大字安真木2653-26 0947-72-8249
	7/ 9(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	川崎町民会館	大字田原804 0947-72-3000
福智町	7/ 10(金)	10:00～12:00 13:00～15:00	福智町中央公民館 (旧赤池町民会館)	赤池970-3 0947-28-4100
	7/ 13(月)	10:00～12:00 13:00～15:00	福智町中央公民館方城 分館(旧方城町中央公 民館)	伊方4480番地1 0947-22-4300
	7/ 14(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	福智町中央公民館金田 分館(旧金田町総合会 所)	金田1153-1 0947-22-2200
糸田町	7/ 15(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	糸田町役場職員駐車場	1975-1 0947-26-4025
香春町	7/ 16(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	香春町勤労者研修セン ター (なごみの社 かわら)	大字高野987-1 0947-32-8406
	7/ 17(金)	10:00～12:00 13:00～15:00	多目的ホール	
田川市	7/ 23(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	田川青少年文化ホール	平松町3番36号 0947-44-6470
	7/ 24(金)	10:00～12:00 13:00～15:00		
	7/ 27(月)	10:00～12:00 13:00～15:00		
	7/ 28(火)	10:00～12:00 13:00～15:00		

平成27年度 特定計量器 定期検査 実施計画 前期
糟屋郡(新宮町・宇美町・須恵町・志免町・久山町・篠栗町・粕屋町)古賀市

市町村名	月／日	時 間	検査場所	住所・Tel
新宮町	4／ 6(月)	10:00～12:00 13:00～15:00	新宮町役場車庫前	緑ヶ浜1-1-1 092-962-0231(代表) 産業振興課 092-962-0238(直通)
	4／ 7(火)	10:00～12:00 13:00～15:00		
新宮町 (相島)	4／ 8(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	新宮相島漁業協同組合 本所	相島1559 092-962-2901
古賀市	4／ 9(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	古賀東区公民館	駅東1-2-8 (電話無し)
	4／ 10(金)	10:00～12:00 13:00～15:00		
	4／ 13(月)	10:00～12:00 13:00～15:00		
須恵町	4／ 14(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	須恵町カルチャーセン ター 大会議室	大字上須恵1167 (電話無し)
宇美町	4／ 15(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	宇美町消防会館	宇美5-12-13 (電話無し)
久山町	4／ 16(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	久山町役場 旧森林組合横	久原3632 092-976-1111
篠栗町	4／ 17(金)	10:00～12:00 13:00～15:00	篠栗町総合保健福祉セ ンター オアシス篠栗	大字田中1-1 092-947-8888
志免町	4／ 20(月)	10:00～12:00 13:00～15:00	志免町生涯学習1号館裏 駐車場	志免中央1-3-2 092-935-1854
	4／ 21(火)	10:00～12:00 13:00～15:00		
粕屋町	4／ 22(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	粕屋町役場北側車庫	駕与丁1-1-1 092-938-0194

平成27年度 特定計量器 定期検査 実施計画 前期
朝倉地区(東峰村・筑前町)朝倉市

市町村名	月/日	時 間	検査場所	住所・Tel
東峰村	5/ 11(月)	10:00～12:00 13:00～15:00	JA筑前あさくら宝珠山 営農センター	大字福井2226 0946-72-2223
	5/ 12(火)	10:30～12:00 13:00～15:00	小石原公民館	大字小石原941-9 0946-74-2235
筑前町	5/ 13(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	めくばーる	久光950 0946-22-2770
	5/ 14(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	筑前町役場	篠隈373 0946-42-3111
	5/ 15(金)	10:00～12:00 13:00～15:00		
朝倉市	5/ 18(月)	10:00～12:00 13:00～15:00	ファームステーションバ サロ	杷木久喜宮1663-1 0946-63-3888
	5/ 19(火)	10:00～12:00	久喜宮コミュニティ	杷木久喜宮917-1 0946-62-0018
		13:00～15:00	JA筑前あさくら志波支 店	杷木志波1396-1 0946-62-0504
	5/ 20(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	JA筑前あさくら杷木支 店	杷木池田790 0946-62-1023
	5/ 21(木)	10:30～12:00 13:00～15:00	JA筑前あさくら高木支 店	黒川1537-1 0946-29-0211
	5/ 22(金)	10:00～12:00 13:00～15:00	朝倉体育センター	宮野2000-1 0946-52-3160
	5/ 25(月)	10:00～12:00 13:00～15:00	秋月BATABATA市場	長谷山327-1 0946-25-0757
	5/ 26(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	朝倉市役所	菩提寺412-2 0946-22-1111
	5/ 27(水)	10:00～12:00 13:00～15:00		
	5/ 28(木)	10:00～12:00 13:00～15:00		
	5/ 29(金)	10:00～12:00 13:00～15:00		
小郡市	6/ 8(月)	10:00～12:00 13:00～15:00	小郡市体育館柔剣道場	小郡市大板井279-1 0942-72-2111(555)
		10:00～12:00 13:00～15:00		
大刀洗町	6/ 10(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	大刀洗町役場	三井郡大刀洗町大字富多 819 0942-77-6201

平成27年度 特定計量器 定期検査 実施計画 前期
京都地区(苅田町・みやこ町)行橋市

市町村名	月／日	時 間	検査場所	住所・Tel
苅田町	6／ 15(月)	10:00～12:00	小波瀬コミュニティセンター	新津1-10-1 0930-23-1000
		13:00～15:00		富久町1-19-1
	6／ 16(火)	10:00～12:00	三原文化会館	093-434-1982
		13:00～15:00		
みやこ町	6／ 17(水)	10:00～12:00	みやこ町中央公民館	犀川本庄641-1 0930-42-1365
		13:00～15:00		
	6／ 18(木)	10:00～12:00	みやこ町豊津支所(別館)	豊津1118 0930-33-3111
		13:00～15:00		
行橋市	6／ 22(月)	10:00～12:00	行橋市仲津公民館	道場寺1517-1 0930-22-1001
		13:00～15:00	行橋市今川公民館	寺畔41-2 0930-25-1070
	6／ 24(水)	10:00～12:00	行橋市延永公民館	上津熊76-1 0930-24-7401
		13:00～15:00		
	6／ 25(木)	10:00～12:00	行橋市民会館	中央1-1-2 0930-25-1125
		13:00～15:00		
	6／ 26(金)	10:00～12:00		
		13:00～15:00		

平成27年度 特定計量器 定期検査 実施計画() 前期
田川地区(赤村・添田町・大任町・川崎町・福智町・糸田町・香春町)田川市

市町村名	月/日	時 間	検査場所	住所・TEL	担当部署・担当者・電話
赤村	7/ 1(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	赤村住民センター 大ホール前ロビー	大字内田1188 0947-62-3000	産業建設課産業振興係 0947-62-3000 荒尾 剛
添田町	7/ 2(木)	10:00~12:00 13:00~15:00	歓遊舎ひこさん	大字野田1131-1 0947-47-7039	地域産業推進課 商工観光係 0947-82-1236 竹松愛笑
	7/ 3(金)	10:00~12:00 13:00~15:00			
	7/ 6(月)	10:00~12:00 13:00~15:00	添田町役場	大字添田2151 0947-82-1236	
大任町	7/ 7(火)	10:00~12:00 13:00~15:00	大任町役場	大字大行事3067 0947-63-3001	産業課 0947-63-3001 楠 幸樹
川崎町	7/ 8(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	川崎町下真崎公民館	大字安真木2653-26 0947-72-8249	農商観光課商工観光係 0947-72-3000 松尾郁代
	7/ 9(木)	10:00~12:00 13:00~15:00	川崎町民会館	大字田原804 0947-72-3000	
福智町	7/ 10(金)	10:00~12:00 13:00~15:00	福智町中央公民館 (旧赤池町民会館)	赤池970-3 0947-28-4100	まちづくり総合政策課 地域振興係 0947-22-7766 村上慶孝
	7/ 13(月)	10:00~12:00 13:00~15:00	福智町中央公民館方城 分館(旧方城町中央公民	伊方4480番地1 0947-22-4300	
	7/ 14(火)	10:00~12:00 13:00~15:00	福智町中央公民館金田 分館(旧金田町総合会	金田1153-1 0947-22-2200	
糸田町	7/ 15(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	糸田町役場職員駐車場	1975-1 0947-26-4025	産業経済課 0947-26-4025 高橋郁恵
香春町	7/ 16(木)	10:00~12:00 13:00~15:00	香春町勤労者研修セン ター (なごみ	大字高野987-1 0947-32-8406	産業振興課商工観光係 0947-32-8406 天津敬亮
	7/ 17(金)	10:00~12:00 13:00~15:00	の杜かわら) 多目 的ホール		
田川市	7/ 23(木)	10:00~12:00 13:00~15:00	田川青少年文化ホール	平松町3番36号 0947-44-6470	商工観光課 商工振興係 0947-44-2000 三好智恵
	7/ 24(金)	10:00~12:00 13:00~15:00			
	7/ 27(月)	10:00~12:00 13:00~15:00			
	7/ 28(火)	10:00~12:00 13:00~15:00			

福岡県の定期検査条例手数料表（指定定期検査機関も同額）

特定計量器の種類	能力（ひょう量）	検査手数料（円）
①検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1 t 以下のもの 電気抵抗線式、誘電式、電磁式等	1 0 0 k g 以下	1, 4 0 0
	2 5 0 k g 以下	1, 8 0 0
	5 0 0 k g 以下	2, 2 0 0
	5 0 0 k g 超	3, 1 0 0
②棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち、直線目盛のみがあるもの 棒はかり、手はかり		2 5 0
①②に掲げるものの以外のもの ばね式指示はかり、台手動はかり、皿手動はかり、指示併用はかり、天びん等	1 0 0 k g 以下	5 0 0
	2 5 0 k g 以下	9 0 0
	5 0 0 k g 以下	1, 5 0 0
	1 t 以下	2, 1 0 0
	2 t 以下	3, 7 0 0
	5 t 以下	6, 9 0 0
	1 0 t 以下	1 0, 7 0 0
	2 0 t 以下	1 5, 0 0 0
	3 0 t 以下	1 9, 1 0 0
	4 0 t 以下	2 1, 6 0 0
	5 0 t 以下	2 9, 8 0 0
	5 0 t 超	5 1, 2 0 0
分銅及びおもり		1 0

※ 最小の目量又は表記された感量がひょう量の10,000分の1未満のものにあつては、2倍の金額となります。

※所在場所検査の場合、職員旅費等が別途必要になります。

平成27年1月5日現在

指定定期検査機関

一般社団法人

福岡県 計量協会

・検査に要する時間は
1台あたり5～10分位
見込んで下さい。

・検査通知書を必ず
検査会場へ持参して
下さい。



〒811-2302 糟屋郡粕屋町大字大隈188-2
TEL・FAX 092-939-2945

県知事から**指定定期検査機関**
(平成18年2月3日付)の指定を
受けました。

県に代わり、当協会で定期検査を
実施いたします。

対象器物

非自動はかり及びおもり、分銅



▶ 指定定期検査機関とは

県知事が行う計量器(はかり)の定期検査(2年に1回)を、
その指定する者に行わせる制度です。この検査業務は、
当協会の公益法人として主幹的業務と認められ、県の
行政改革の1つの柱として民間活力の活用により指定
されました。

はかりの定期検査について

商取引や病院（健康診断・調剤用はかり）、学校（体重測定用）等で使用するはかりは2年に1度の定期検査を受けることが法律（計量法）で義務付けられています。

この定期検査は、福岡県の委託を受けた指定定期検査機関 一般社団法人 福岡県計量協会が集合検査で行います。

但し、次の該当市又ははかりについては検査対象から除かれます。

☆福岡市・北九州市・久留米市については、市独自で検査が行われます。

☆県に届け出た計量士の検査を受けた方（はかり）は、指定定期検査機関 一般社団法人 福岡県計量協会の検査を受ける必要はありません。

○検査に合格したはかりには、右記の合格証が貼付されます。

合格証が貼付されていないはかりや定期検査を受検していないはかりは、商取引や証明行為（病院・学校等）に使用できませんので、必ず定期検査を受検して下さい。

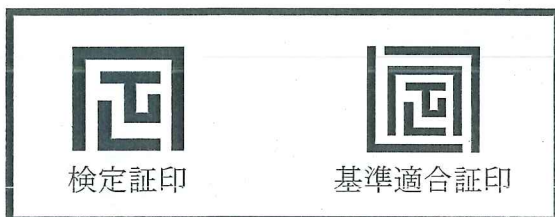


○福岡県では、検査区域を次の通りに分け実施しています。

H26.1.1 現在

偶 数 年	大牟田市・直方市・柳川市・八女市・筑後市・大川市・みやま市・宮若市・豊前市・中間市・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・宗像市・糸島市・福津市・筑紫郡・鞍手郡・八女郡・築上郡
奇 数 年	飯塚市・田川市・嘉麻市・朝倉市・行橋市・小郡市・古賀市・うきは市・糟屋郡・遠賀郡・嘉穂郡・朝倉郡・三井郡・三潞郡・田川郡・京都郡

○はかりは、検定証印、又は、基準適合証印の貼付されたものをご使用下さい！



○300kg以下のはかり

バネ式指示はかり、手動式はかり、電気式はかり等の運搬可能なはかりで最大の量（ひょう量）が300kg以下のはかりは集合検査会場へ持参して受検下さい！

○ひょう量が300kgを超えるはかりは、別途、協会事務局へ連絡下さい。
所在場所又は持込にて検査を行います。

○病院・薬局等で使用されている高精度はかりは、巡回検査を行います。
（はかりの所在の場所まで出向いて検査を行います。）

検査に関するお問い合わせは！ 指定定期検査機関 一般社団法人 福岡県計量協会
〒811-2302 福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈188-2 TEL/FAX 092-939-2945

はかりの定期検査について

商取引や病院(健康診断・調剤用はかり)、学校(体重測定用)等で使用するはかりは2年に1度の定期検査を受けることが法律(計量法)で義務付けられています。

この定期検査は、福岡県の委託を受けた指定定期検査機関 一般社団法人 福岡県計量協会が集合検査で行います。

但し、次の該当市又ははかりについては検査対象から除かれます。

☆福岡市・北九州市・久留米市については、市独自で検査が行われます。

☆県に届け出た計量士の検査を受けた方(はかり)は、指定定期検査機関 一般社団法人 福岡県計量協会の検査を受ける必要はありません。

○検査に合格したはかりには、右記の合格証が貼付されます。

合格証が貼付されていないはかりや定期検査を受検していないはかりは、商取引や証明行為(病院・学校等)に使用できませんので、必ず定期検査は受検して下さい。



○福岡県では、検査区域を次の通りに分け実施しています。

H24.1.1 現在

偶 数 年	大牟田市・直方市・柳川市・八女市・筑後市・大川市・みやま市・宮若市・豊前市・中間市・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・宗像市・糸島市・福津市・筑紫郡・鞍手郡・八女郡・築上郡
奇 数 年	飯塚市・田川市・嘉麻市・朝倉市・行橋市・小郡市・古賀市・うきは市・糟屋郡・遠賀郡・嘉穂郡・朝倉郡・三井郡・三潞郡・田川郡・京都郡

○はかりは、検定証印、又は、基準適合証印の貼付されたものをご使用下さい！



○300kg以下のはかり

バネ式指示はかり、手動式はかり、電気式はかり等の運搬可能なはかりで最大の量(ひょう量)が300kg以下のはかりは集合検査会場へ持参して受検下さい！

○ひょう量が300kgを超えるはかりは、別途、協会事務局へ連絡下さい。所在場所又は持込にて検査を行います。

○高精度はかり(目量の数6,000を超えるはかり)は、巡回検査を行います。(はかりの所在の場所まで出向いて検査を行います。)

○代検計量士が検査を行う場合、全ての種類所在場所で行います。(裏面に、県に届け出をしている代検計量士名簿を記載しております。)

検査に関するお問い合わせは！指定定期検査機関 一般社団法人 福岡県計量協会
〒811-2302 福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈188-2 TEL/FAX 092-939-2945

福岡県届出代検計量士名簿

氏 名	住 所	電話(FAX)	携 帯 電 話
井上 博司	〒808-0022 北九州市若松区大字安瀬63-6 (有)井上計量内	093-771-3199 (093-771-3299)	090-3730-9386
押本 恵一	〒802-0052 北九州市小倉北区霧ヶ丘3-16-8 (株)大津屋計量センター内	093-921-7660 (093-921-7674)	090-1160-1121
押本 篤			090-8391-3284
森永 一弘	〒801-0864 北九州市門司区老松1-20 (株)生海商店内	093-331-3546 (093-331-3548)	090-8761-6245
酒見 孝志	〒808-0027 北九州市若松区大字安瀬1-27 九州テクノス(株)内	093-751-5700 (093-751-5708)	090-5021-4501
西竹 啓介	〒804-0077 北九州市戸畑区牧山海岸3-10 東洋精工(株)内	093-871-5111 (093-871-5116)	090-4586-0175
清原 正英	〒820-0062 飯塚市目尾998-2 清原計量士事務所	0948-25-0515 (0948-25-0317)	090-1510-1960
清原 一樹	〒820-0065 飯塚市中350-12 B101 きよはら計量管理オフィス		090-5749-9597
小山田 寛司	〒812-0032 福岡市博多区石城町7-23 (財)日本穀物検定協会九州支部内	092-281-6571 (092-281-6580)	090-7442-7019
高野 正俊	〒812-0063 福岡市東区原田2-10-16		090-3604-4431
廣田 昌之	〒811-1103 福岡市早良区四箇6-11-12 (有)ヒロタ計量内	092-812-6117 (092-812-6833)	090-6429-4435
西川 裕人	〒836-0881 大牟田市米生町2-163-43 三池計量管理センター	0944-31-5809 (")	090-6293-1624
末崎 敬一	〒839-0843 久留米市朝妻町13-35 (有)末崎計量器内	0942-43-4421 (0942-43-7800)	090-9584-1420
末崎 繁			
藤原 力和	〒847-0022 佐賀県唐津市鏡1350-4 藤原計量管理事務所	0955-77-2152 (0955-77-2153)	090-1518-0704
古賀 敬介	〒864-0054 熊本県荒尾市大正町2-2-23 古賀はかり製作所内	0968-62-0123 (0968-62-0162)	090-3193-3108
新 正美	〒860-0864 熊本県熊本市八景水谷3-13-13	096-343-2828 (")	090-8667-8401
片桐 孝章	〒857-0852 佐世保市千尽町5-54 (有)片桐計量器店内	0956-31-1919 (0956-26-1734)	090-7927-1154

指定定期検査機関
一般社団法人 福岡県計量協会

〒811-2302 糟屋郡粕屋町大字大隈188-2
電話 (092) 939-2945

※この情報は個人情報保護法等の趣旨に基づき、特定計量器定期検査業務以外には使用できません。